

●東京都告示第四百八十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年東京都告示第三百九十二号により指定した西多摩郡五日市町（現あきる野市の一部地域）に係る農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東京都産業労働局農林水産部農業振興課、東京都農業振興事務所農務課及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

あきる野市のうち、伊奈字引田ノ上の区域であつて、次の図面の区域（図面省略）

●東京都告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 (一) 路線名 芝新宿王子

(二) 変更の区間 豊島区東池袋一丁目十八番地内

(三) 変更の概要 別図表示①のとおり

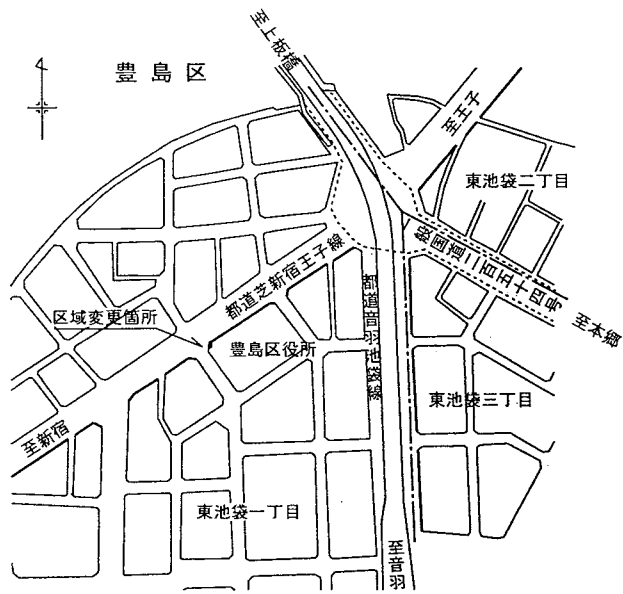
二 (一) 路線名 池袋谷原

(二) 変更の区間 豊島区東池袋一丁目十八番地内

(三) 変更の概要 別図表示②のとおり

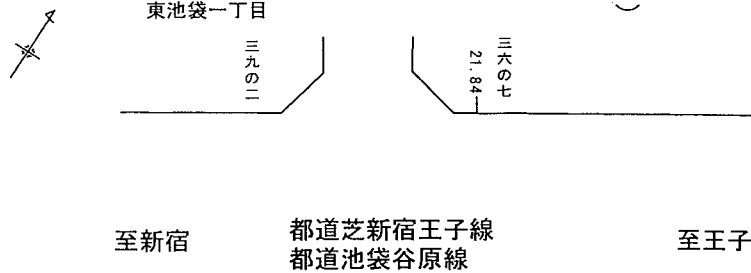
別

別図  
 都道芝新宿王子線 区域変更略図  
 都道池袋谷原線  
 豊島区東池袋一丁目地内

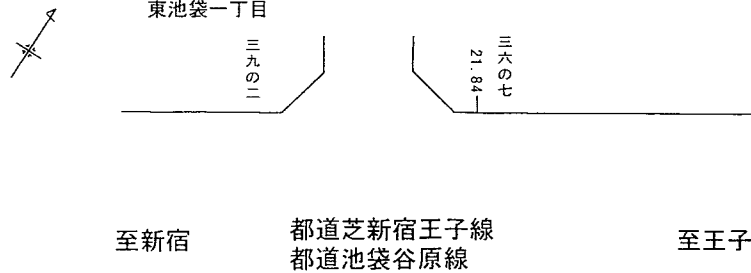


- 重用編入区域
- ② 都道池袋谷原線(都道芝新宿王子線との重用編入)  
 延長二・八六メートル  
 面積一・四三平方メートル
- ① 都道芝新宿王子線  
 延長二・八六メートル  
 面積一・四三平方メートル

① 都道芝新宿王子線  
 豊島区  
 東池袋一丁目



② 都道池袋谷原線  
 豊島区  
 東池袋一丁目



# 規 則 (公)

警視庁組織規則等の一部を改正する規則を公布する。  
平成27年 3月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

## ●東京都公安委員会規則第 3号

警視庁組織規則等の一部を改正する規則

(警視庁組織規則の一部改正)

第1条 警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第85条の8」を「第85条の12」に改める。

第43条第14号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に改め、同条中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)に關すること。

第66条の2第2項中「港区新橋六丁目18番8号」を「中央区勝どき六丁目7番19号」に改め、同条第3項第2号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律に關すること。

第70条第1項中「17人」を「18人」に改める。  
第71条第7項中「356人」を「360人」に改める。  
第85条の8を第85条の12とし、第85条の5から第85条の7までを4条ずつ繰り下げ、第85条の4の次に次の4条を加える。

(人身安全関連連事案総合対策本部)

第85条の5 警視庁人身安全関連連事案総合対策本部(以下「人身安全関連連事案総合対策本部」という。)は、

中央区勝どき六丁目7番19号に置く。

(人身安全関連連事案総合対策本部の分掌事務)

第85条の6 人身安全関連連事案総合対策本部は、人身安全関連連事案の請対策に関する運営の企画及び総合調整に当たる。

(人身安全関連連事案総合対策本部長等)

第85条の7 人身安全関連連事案総合対策本部に、本部長及び副本部長を置く。

(理事官等)

第85条の8 人身安全関連連事案総合対策本部に、理事官及び管理官を置くことができる。

(警視庁国有物品管理規則の一部改正)

第2条 警視庁国有物品管理規則(昭和40年12月10日東京都公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「犯罪抑止対策本部」の次に「、人身安全関連連事案総合対策本部」を加える。

別表第2中

「犯罪抑止対策本部	副本部長	犯罪抑止対策本部に属する物品の供用に關する事務
-----------	------	-------------------------

を

「犯罪抑止対策本部	副本部長	犯罪抑止対策本部に属する物品の供用に關する事務
人身安全関連連事案総合対策本部	副本部長	人身安全関連連事案総合対策本部に属する物品の供用に關する事務

に改める。

(警視庁警察職員の定員に関する規則の一部改正)

第3条 警視庁警察職員の定員に関する規則(昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「犯罪抑止対策本部」の次に「、人身安全関連連事案総合対策本部」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 告 白 (公)

### ●東京都公安委員会告示第107号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記		
<p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 平成27年6月27日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成27年7月18日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p>	<p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年5月13日（水曜日）及び同月14日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p>	<p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p>
<p>2 検定の実施場所 品川区東六井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（以下「施設警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。</p>	<p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付日時 平成27年5月20日（水曜日）から同月22日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>	<p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p>
		<p>●東京都公安委員会告示第108号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定</p>

に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成27年6月27日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成27年7月18日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成27年5月11日（月曜日）及び同月12日（火曜

日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

6 申請手続

(1) 受付日時

平成27年5月20日（水曜日）から同月22日（金曜

日）までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する

営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 13,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第109号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 講習の実施期間及び時間

平成27年5月7日（木曜日）から同月15日（金曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住

<p>宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 120名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められる者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定</p>	<p>(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年4月7日(火曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年4月20日(月曜日)から同月22日(水曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書</p>	<p>面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (4) 受講手数料 47,000円
- 8 問合せ先
  - (1) 一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (5818) 6070
  - (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第110号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

- 1 講習の実施期間及び時間  
平成27年5月12日（火曜日）から同月15日（金曜日）までの4日間  
午前9時から午後5時まで
- 2 講習の実施場所  
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会研修室
- 3 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の

発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）

- 4 講習予定人員  
30名
- 5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

- (1) 受講申出の受付期日  
平成27年4月6日（月曜日）  
午前9時から午後5時まで
- (2) 受付専用電話  
一般社団法人東京都警備業協会  
03 (3837) 2160
- 7 申込手続
  - (1) 受付期間  
平成27年4月20日（月曜日）から同月22日（水曜日）までの3日間  
午前9時から午後5時まで
  - (2) 受付場所  
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通

ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

エ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(1) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

(2) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(5) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(6) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(4) 受講手数料 23,000円

8 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第114号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。) 第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

1 講習の実施期間及び時間  
平成27年6月4日 (木曜日) から同月8日 (月曜日) までの3日間 (日曜日及び土曜日を除く。)  
午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所  
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

3 講習に係る警備業務の区分  
一般社団法人東京都警備業協会研修室

4 講習に定める警備業務 (運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)

5 講習予定人員  
30名

6 受講対象者  
法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。) 又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)) の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (3号警備業務に係るもの)



<p>限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日</p> <p>平成27年4月30日(木曜日)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p>	<p>(2) 受付専用電話</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成27年5月19日(火曜日)から同月21日(木曜日)までの3日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>	<p>(1) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 14,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03(3581)4321 内線30312</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年3月20日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p>	<p>委員会規則第20号。以下「検定期間」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期間第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定期間附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期間」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定期間第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日</p>	<p>平成27年5月1日(金曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年5月19日(火曜日)から同月21日(木曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合</p>
<p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年6月1日(月曜日)から同月8日(月曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安</p>	<p>(1) 受講申出の受付期日</p>	<p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合</p>

格証明書の写し

(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書  
ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書  
ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(4) 受講手数料 38,000円

8 問合せ先

- (1) 一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線30312

訓 令 (労)

●東京都労働委員会訓令第一号

東京都労働委員会事案決定規程(平成十七年東京都労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。  
平成二十七年三月二十日  
東京都労働委員会

第三条中「若しくは課長」を、「課長」に改め、「以下同じ。」の下に「若しくは課長代理」を加える。

第四条中「若しくは課長」を、「課長若しくは課長代理」に改める。

第五条の表中「課長補佐(課長補佐を置かないときは、課長があらかじめ指定する係長又は主査)」を「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合において当該課長代理が不在であるときは、課長が決定するものとする。

第六条第一項の表中「係長、主査又は担当係長」を「課長代理」に改め、同条第三項の表中

課長が決定する 事案	課長
課長が決定する 事案	課長代理(当該事案により受ける直接の影響が課全般に及ぶ場合は課長)

改め、同条に次の一項を加える。

4 課長代理が決定する事案は、審議を行わないものとする。この場合において、当該事案を主管する課長代理以外の課長代理の主管し、又は担当する事務に直接影響を与えるものについては、自ら協議するものとする。

第七条の表中

課長	課長があらかじめ指定する課長補佐又は主管に係る係長、主査若しくは担当係長
----	--------------------------------------

課長	課長があらかじめ指定する課長代理
課長代理	課長

改める。

別表中

課長	一 全国労働委員会事務局主管課長連絡会議に 関すること。 二 全国労働委員会連絡協議会関連諸会議の出席者、議題等を通ずること。
課長	一定例的な報告、進達、副申及び要望に関すること。
課長	一 告示、公告、公表、申請、照会、回答及び通知に関すること(特に重要又は重要なものを除く。) 一 広報及び広聴に関すること(特に重要又は重要なものを除く。)
課長	一 情報公開に関すること

を

<p>と(特に重要又は重要なものを除く。) 二 公文書の開示等に関する決定通知等を行うこと。 一 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(特に重要又は重要なものを除く。) 二 保有個人情報の開示等に関する決定通知等を行うこと。</p>	<p>課長 一 全国労働委員会事務局主管課長連絡会議に関すること。 二 全国労働委員会連絡協議会関連諸会議の出席者、議題等を通ずること。 一 定例的な報告、進達、副申及び要望に関すること。 一 告示、公告、公表、申請、照会、回答及び通知に関すること(特に重要又は重要なものを除く。) 一 広報及び広聴に関する</p>
	<p>課長代理 一 定例的な報告、進達、副申及び要望に関すること(簡易なものに限る。) 一 申請、照会、回答及び通知に関すること(簡易なものに限る。)</p>

<p>ること(特に重要又は重要なものを除く。) 一 情報公開に関すること(特に重要又は重要なものを除く。) 二 公文書の開示等に関する決定通知等を行うこと。 一 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(特に重要又は重要なものを除く。) 二 保有個人情報の開示等に関する決定通知等を行うこと。</p>	<p>改める。 附 則 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。 <b>訓 令 (収用委)</b> ●東京都収用委員会訓令第一号 東京都収用委員会事案決定規程(平成九年東京都収用委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。 平成二十七年三月二十日 東京都収用委員会 第三条中「若しくは課長」を、「課長」に改め、「以下同じ。」の下に「若しくは課長代理」を加える。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第四条中「若しくは課長」を、「課長若しくは課長代理」に改める。 第五条の表中「課長補佐(課長補佐を置かないときは、課長があらかじめ指定する係長又は主査)」を「課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。 2 前条の規定により課長代理の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合において当該課長代理が不在であるときは、課長が決定するものとする。 第六条第一項の表中「係長、主査又は担当係長」を「課長代理」に改め、同条第三項の表中</p>	<p>課長が決定する 課長 課長が決定する 課長代理(当該事案により受ける直接の影響が課全般に及ぶ場合は課長)</p>	<p>改め、同条に次の一項を加える。 4 課長代理が決定する事案は、審議を行わないものとする。この場合において、当該事案を主管する課長代理以外の課長代理の主管し、又は担当する事務に直接影響を与えるものについては、自ら協議するものとする。 第七条の表中 課長 課長があらかじめ指定する課長補佐又は主管に係る係長、主査若しくは担当係長</p>	<p>課長 課長があらかじめ指定する課長</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

		<p>別表を次のように改める。</p> <p>別表(第四条関係)</p>	
		<p>課長代理</p>	<p>代理</p>
		<p>課長</p>	<p>課長代理</p>
		<p>委員会</p>	<p>事務局長</p>
		<p>一 事件を担当する課長を決定すること。</p> <p>二 裁決(裁決方針を含む。)会議の議事録の調製に関すること。</p>	<p>一 事件の担当者を決すること。</p> <p>二 裁決申請書等(土地収用法(昭和二十六年法律第十九号。以下「法」という。)第四十七条の三第一項の書類及び確認申請書を含む。)の写しを送付すること。</p> <p>三 裁決の申請及び明渡裁決の申立てがあった旨を通知すること。</p> <p>四 公示送達及び公示による通知をすること。</p> <p>五 意見書の写しを送付すること。</p>
		<p>一 事件概要を作成すること。</p> <p>二 会議の議事録を調製すること。</p>	<p>一 裁決開始の決定に関すること。</p> <p>二 審理に関すること。</p>
		<p>一 裁決手続開始決定書案を作成すること。</p> <p>二 裁決手続開始決定の公告を依頼すること。</p> <p>三 裁決手続開始決定の通知に関すること。</p> <p>四 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>五 裁決手続開始決定の取消決定書案を作成すること。</p> <p>六 裁決手続開始の登記を嘱託すること。</p> <p>七 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>八 裁決手続開始決定の通知に関すること。</p> <p>九 裁決手続開始決定の登記を嘱託すること。</p> <p>十 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>十一 裁決手続開始決定の取消決定書案を作成すること。</p> <p>十二 裁決手続開始の登記の抹消登記を嘱託すること。</p> <p>十三 出頭命令案を作成すること。</p> <p>十四 審理開始の通知及び出頭命令を発送すること。</p>	<p>三 事情聴取報告書を作成すること。</p>
		<p>一 鑑定人及び参考人の選定に関すること。</p> <p>二 鑑定人の選定の事務に関すること。</p> <p>三 鑑定命令を発送すること。</p> <p>四 評価報告書を作成すること。</p> <p>五 鑑定命令を発送すること。</p> <p>六 現地調査に関すること。</p>	<p>五 意見書及び資料の提出命令案を作成すること。</p> <p>六 意見書及び資料の提出命令を発送すること。</p> <p>七 現地調査に関すること。</p> <p>八 鑑定命令を発送すること。</p> <p>九 評価報告書を作成すること。</p> <p>十 鑑定命令を発送すること。</p> <p>十一 現地調査に関すること。</p>
		<p>一 裁決方針案を作成すること。</p> <p>二 裁決書(和解調書並びに確認書及び確認拒否書を含む。以下「調書」という。)を作成すること。</p> <p>三 裁決書の正本を送達すること。</p> <p>四 裁決書の謄本を交付すること。</p>	<p>五 審査請求及び訴訟に関すること。</p> <p>六 弁明書案を作成すること。</p> <p>七 訴訟に関すること。</p> <p>八 弁明書を送付すること。</p> <p>九 訴訟遂行依頼文</p>
		<p>一 裁決手続開始決定の公告を依頼すること。</p> <p>二 裁決手続開始決定の通知に関すること。</p> <p>三 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>四 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>五 裁決手続開始決定の取消決定書案を作成すること。</p> <p>六 裁決手続開始の登記を嘱託すること。</p> <p>七 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>八 裁決手続開始決定の通知に関すること。</p> <p>九 裁決手続開始決定の登記を嘱託すること。</p> <p>十 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>十一 裁決手続開始決定の取消決定書案を作成すること。</p> <p>十二 裁決手続開始の登記の抹消登記を嘱託すること。</p> <p>十三 出頭命令案を作成すること。</p> <p>十四 審理開始の通知及び出頭命令を発送すること。</p>	<p>六 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>七 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>八 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>九 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十一 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十二 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十三 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十四 事情聴取報告書を作成すること。</p>
		<p>一 鑑定人及び参考人の選定に関すること。</p> <p>二 鑑定人の選定の事務に関すること。</p> <p>三 鑑定命令を発送すること。</p> <p>四 評価報告書を作成すること。</p> <p>五 鑑定命令を発送すること。</p> <p>六 現地調査に関すること。</p>	<p>五 意見書及び資料の提出命令案を作成すること。</p> <p>六 意見書及び資料の提出命令を発送すること。</p> <p>七 現地調査に関すること。</p> <p>八 鑑定命令を発送すること。</p> <p>九 評価報告書を作成すること。</p> <p>十 鑑定命令を発送すること。</p> <p>十一 現地調査に関すること。</p>
		<p>一 裁決方針案を作成すること。</p> <p>二 裁決書(和解調書並びに確認書及び確認拒否書を含む。以下「調書」という。)を作成すること。</p> <p>三 裁決書の正本を送達すること。</p> <p>四 裁決書の謄本を交付すること。</p>	<p>五 審査請求及び訴訟に関すること。</p> <p>六 弁明書案を作成すること。</p> <p>七 訴訟に関すること。</p> <p>八 弁明書を送付すること。</p> <p>九 訴訟遂行依頼文</p>
		<p>一 裁決手続開始決定の公告を依頼すること。</p> <p>二 裁決手続開始決定の通知に関すること。</p> <p>三 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>四 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>五 裁決手続開始決定の取消決定書案を作成すること。</p> <p>六 裁決手続開始の登記を嘱託すること。</p> <p>七 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>八 裁決手続開始決定の通知に関すること。</p> <p>九 裁決手続開始決定の登記を嘱託すること。</p> <p>十 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>十一 裁決手続開始決定の取消決定書案を作成すること。</p> <p>十二 裁決手続開始の登記の抹消登記を嘱託すること。</p> <p>十三 出頭命令案を作成すること。</p> <p>十四 審理開始の通知及び出頭命令を発送すること。</p>	<p>六 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>七 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>八 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>九 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十一 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十二 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十三 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十四 事情聴取報告書を作成すること。</p>
		<p>一 鑑定人及び参考人の選定に関すること。</p> <p>二 鑑定人の選定の事務に関すること。</p> <p>三 鑑定命令を発送すること。</p> <p>四 評価報告書を作成すること。</p> <p>五 鑑定命令を発送すること。</p> <p>六 現地調査に関すること。</p>	<p>五 意見書及び資料の提出命令案を作成すること。</p> <p>六 意見書及び資料の提出命令を発送すること。</p> <p>七 現地調査に関すること。</p> <p>八 鑑定命令を発送すること。</p> <p>九 評価報告書を作成すること。</p> <p>十 鑑定命令を発送すること。</p> <p>十一 現地調査に関すること。</p>
		<p>一 裁決方針案を作成すること。</p> <p>二 裁決書(和解調書並びに確認書及び確認拒否書を含む。以下「調書」という。)を作成すること。</p> <p>三 裁決書の正本を送達すること。</p> <p>四 裁決書の謄本を交付すること。</p>	<p>五 審査請求及び訴訟に関すること。</p> <p>六 弁明書案を作成すること。</p> <p>七 訴訟に関すること。</p> <p>八 弁明書を送付すること。</p> <p>九 訴訟遂行依頼文</p>
		<p>一 裁決手続開始決定の公告を依頼すること。</p> <p>二 裁決手続開始決定の通知に関すること。</p> <p>三 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>四 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>五 裁決手続開始決定の取消決定書案を作成すること。</p> <p>六 裁決手続開始の登記を嘱託すること。</p> <p>七 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>八 裁決手続開始決定の通知に関すること。</p> <p>九 裁決手続開始決定の登記を嘱託すること。</p> <p>十 差押えがある場合の配当機関への通知に関すること。</p> <p>十一 裁決手続開始決定の取消決定書案を作成すること。</p> <p>十二 裁決手続開始の登記の抹消登記を嘱託すること。</p> <p>十三 出頭命令案を作成すること。</p> <p>十四 審理開始の通知及び出頭命令を発送すること。</p>	<p>六 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>七 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>八 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>九 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十一 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十二 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十三 事情聴取報告書を作成すること。</p> <p>十四 事情聴取報告書を作成すること。</p>

附則	七 重要な個人情報の開示及び訂正に関すること(委員会の指し示す案を除く。)	九 重要な個人情報の開示及び訂正に関すること(委員会の指し示す案を除く。)	二十八 個人情報の開示及び訂正に関すること(重要なものを除く。)	
	六 重要な情報公開に関すること(委員会の指し示す案を除く。)	八 重要な情報公開に関すること(委員会の指し示す案を除く。)	二十七 情報公開に関すること(重要なものを除く。)	
				を發送すること。 二十四 代理人指定書を提出すること。 二十五 訴訟参加に関する意見書を提出すること。 二十六 嘱託文書を送付すること。

### 公 告

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
東京都計画道路 路事業補助線街 路第八十三号線	北区中十条二丁目 及び中十条三丁目 各地内	平成二十七年三月 十三日関 東地方整 備局告示 第九十八 号	第二区 画整理 事務所

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
東京都計画道路 路事業補助線街 路第九十二号線	北区田端五丁目及 び田端三丁目各地 内	平成二十七年三月 十三日関 東地方整 備局告示 第九十九 号	第二区 画整理 事務所

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 処分をした年月日

平成二十七年二月二十五日

二 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

奥井建設株式会社

東京都江東区亀戸六丁目五十六番八―三〇一号

奥井 康哲

東京都知事許可(特―二十三)第一三八〇八四号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るものは民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工等を除く。)

(注一) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)

建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事という。

(注二) 「民間工事」とは、(注一)以外の建設工事をいう。

(注三) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(二) 期間

平成二十七年三月二十三日から同年五月六日までの四十五日間

四 処分の原因となつた事実

奥井建設株式会社は、平成二十五年一月三十一日及び平成二十六年一月三十一日を審査基準日とする経営事項審査において、施工していない工事の完成工事高を水増し計上することにより、東京都へ経営規模等評価及び総合評定値請求を申請し、当該申請に基づき得た経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書をもって、公共工事の発注者に対し競争入札参加資格申請を行った。このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

争議行為の予告について

東京モノレール労働組合執行委員長菅井保から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月五日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件

賃金等の要求に関する件

二 日時

平成二十七年三月二十一日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

東京モノレール株式会社の各職場において、全体的あるいは部分的に、また、連続的あるいは断続的に、列車

の運行停止をはじめあらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独または併用して実施する。(以上原文のまま掲載)

別表

東京モノレール株式会社	港区浜松町二丁目四番十二号
本社	同
浜松町駅	同
天王洲アイランド	品川区東品川二丁目三番八号
大井競馬場前駅	同 区勝島二丁目二番三十五号
流通センター駅	同 区平和島六丁目一番二号
昭和島駅	同 区昭和島二丁目二番一号
整備場駅	同 区羽田空港一丁目七番四号
天空橋駅	同 所一番二号
羽田空港国際線ビル	同 区羽田空港二丁目六番一号
新整備場駅	同 区羽田空港三丁目五番一号
羽田空港第一ビル	同 所三番二号
羽田空港第二ビル	同 所四番二号
車両区	同 大田区昭和島二丁目二番一号
乗務区	同 同
施設区	同 同

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月十一日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

賃金引上げ、雇用の確保及び労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

平成二十七年三月二十三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

別表

八王子保健生活協同組合

城山病院 八王子市元八王子町三丁目二千八百七十二番地一

はちせい健友クリニ 同 市叶谷町八百九十番地五

ツク 同 市元八王子町二丁目千

城山訪問看護ステ一 同 六十二番地一

シヨ 同 市高尾町千六百十番地

城山みなみ訪問看護 同

ステ一シヨ 同

都市計画道路路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一

四 事業地の所在

別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

事業認可の告示

務所

東京都市計画道路

路事業補助線街

路第七十三号線

東京都市計画道路

路事業補助線街

路第八十二号線

東京都市計画道路

路事業補助線街

路第八十二号線

東京都市計画道路

路事業補助線街

路第八十二号線

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一

四 事業地の所在

別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

事業認可の告示

務所

東京都市計画道路

路事業補助線街

路第七十二号線

東京都市計画道路

路事業補助線街

路第七十二号線

東京都市計画道路

路事業補助線街

路第七十二号線

東京都市計画道路

路事業補助線街

路第七十二号線

江戸川区南小岩五丁目、南小岩四丁目、南小岩七丁目、南小岩三丁目、南小岩八丁目、東小岩五丁目及び東小岩四丁目地内

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一



西東京都市計画  
道路事業三・四  
・九号保谷東村  
山線  
西東京市中町六丁  
目、保谷町一丁目、  
六丁目及び五丁目、  
二十六日  
泉町一丁目並びに  
北原町一丁目及び  
二丁目地内  
平成二十  
七年一月  
二十六日  
関東地方  
整備局告  
示第二十  
四号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規  
定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画事業の  
種類及び名称  
別表のとおり
- 二 施行者の名称  
東京都
- 三 事務所の所在地  
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在  
別表のとおり

都市計画事業の  
種類及び名称  
事業地の所在  
事業認可  
の告示  
務所  
所管事

東京都都市計画道  
路事業補助線街  
路第二十九号線  
品川区西大井五丁  
目、西大井二丁目  
及び西大井四丁目  
並びに大田区東馬  
込二丁目地内  
平成二十  
七年一月  
二十八日  
関東地方  
整備局告  
示第二十  
七号

東京都都市計画道  
路事業補助線街  
路第五十二号線  
世田谷区若林五丁  
目、梅丘三丁目、  
梅丘二丁目、豪徳  
寺二丁目及び豪徳  
寺一丁目地内  
平成二十  
七年一月  
二十八日  
関東地方  
整備局告  
示第二十

八号  
品川区西五反田七  
丁目、西五反田五  
丁目、西五反田六  
丁目、荏原一丁目、  
荏原二丁目、平塚  
三丁目、西中延一  
丁目及び荏原四丁  
目地内  
平成二十  
七年一月  
二十八日  
関東地方  
整備局告  
示第二十  
九号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規  
定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画事業の  
種類及び名称  
別表のとおり
- 二 施行者の名称  
東京都
- 三 事務所の所在地  
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在  
別表のとおり

都市計画事業の  
種類及び名称  
事業地の所在  
事業認可  
の告示  
務所  
所管事

東京都都市計画道  
路事業補助線街  
路第八十六号線  
北区赤羽西五丁目、  
赤羽西四丁目及び  
赤羽西一丁目地内  
平成二十  
七年二月  
二十四日  
関東地方  
整備局告  
示第二十  
七号

東京都都市計画道  
路事業補助線街  
路第七十三号線  
北区上十条二丁目  
地内  
平成二十  
七年二月  
二十四日  
関東地方  
整備局告  
示第二十

整備局告  
示第六十  
八号  
北区上十条二丁目、  
十条仲原一丁目及  
び十条仲原二丁目  
地内  
平成二十  
七年二月  
二十四日  
関東地方  
整備局告  
示第二十  
九号

東京都都市計画道  
路事業補助線街  
路第八十一号線  
豊島区巢鴨五丁目、  
駒込七丁目及び駒  
込六丁目並びに北  
区西ヶ原三丁目地  
内  
平成二十  
七年二月  
二十四日  
関東地方  
整備局告  
示第二十  
七号

東京都都市計画道  
路事業補助線街  
路第九十号線  
荒川区荒川一丁目、  
荒川二丁目及び荒  
川七丁目地内  
平成二十  
七年二月  
二十四日  
関東地方  
整備局告  
示第二十  
七号

東京都都市計画道  
路事業補助線街  
路第四百四十四号  
線  
江戸川区平井四丁  
目及び平井二丁目  
地内  
平成二十  
七年二月  
二十四日  
関東地方  
整備局告  
示第二十  
七号

東京都立海上公園有料施設の休場日の変更につ  
いて

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第  
二百四十二号）第十七条第一項ただし書の規定に基づき、

東京都立海上公園有料施設の休場日を次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 休場日を変更する有料施設

若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス

二 変更する休場日

変更前 平成二十七年四月二十八日、同年六月九日及

び同年八月十一日

変更後 休場日としない。

三 理由

都民サービス向上のため

正 誤

○平成二十五年三月二十九日付東京都水道局管理規程第七

号

ページ一段

行一

誤

一

正

増刊27

下

一二

「給料表(二)」に

「給料表(二)」に、「職員又は」を

「職員(加算割合が百分の六である職員を除く。又は)」に

○平成二十七年三月五日付東京都告示第二百九十二号

ページ一段

行一

誤

一

正

二 上

一三

六本木三丁目東区市街地再開発組合

六本木三丁目東区市街地再開発組合

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 (代) 電話 ○三(五三二)一〇一一

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七號 電話 ○三(三八二)五二〇一 (代)

郵便番号 112-0002

